

いのちとくらしをまもる
防災減災震災・復興10年
進もう!次の東北へ令和3年10月22日
震災伝承ネットワーク協議会事務局

「震災伝承施設」への追加登録施設が決定しました ～登録総数 289 件に～

「震災伝承施設」の登録制度は平成30年度に開始され、申請に基づき震災伝承ネットワーク協議会※が登録を行っております。

この度、浪江町より震災伝承ネットワーク協議会あて、登録申請のあった「震災遺構浪江町立請戸小学校」の震災伝承施設への登録が決定されました。(なお、本施設の登録日は開館日と同じ10月24日になります。)

今回の決定により、登録施設数は前回7月20日付第7回NW協議会から1件増えて289件になります。

「震災伝承施設」については、引き続き募集中ですので、たくさんのご応募をお待ちしています。

※ 震災伝承ネットワーク協議会（構成機関：東北地方整備局、青森県、岩手県、宮城県、福島県、仙台市）

◎登録施設リストと位置図は、下記 URL からご覧になれます。

<http://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/sisetsu.html>

◎登録要綱と申請用紙は、下記 URL から入手できます。

<http://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/youkou.html>

<添付資料>

- 別紙1 「震災伝承施設」追加登録一覧
- 別紙2 「震災伝承施設」の登録状況
- 別紙3 震災伝承施設の募集と分類について

【発表記者會】

青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会

【問合せ先】

震災伝承ネットワーク協議会事務局(国土交通省東北地方整備局企画部)

震災伝承推進官 さの ともき 佐野 智樹 (内線3119)

広域計画課 課長 ますざわ とおる 増澤 亨 (内線3211)

代表電話：022-225-2171 FAX：022-221-9890

震災伝承施設追加登録一覧

別紙1

【新規登録施設】

福島県	施設番号	名称	所在地	備考
	第3分類			
	福島 第3-012号	震災遺構浪江町立請戸小学校	福島県双葉郡浪江町大字請戸字持平56番	

「震災伝承施設」の登録状況

■登録状況

令和3年10月24日時点

	施設数 (件)	分類の内訳		
		第1分類	第2分類	第3分類
青森県内	7 【±0】	4 【±0】	2 【±0】	1 【±0】
岩手県内	113 【±0】	68 【±0】	27 【±0】	18 【±0】
宮城県内	129 【±0】	73 【±0】	31 【±0】	25 【±0】
(うち仙台市)	(22) 【±0】	(10) 【±0】	(8) 【±0】	(4) 【±0】
福島県内	40 【+1】	5 【±0】	23 【+0】	12 【+1】
合計	289 【+1】	150 【±0】	83 【+0】	56 【+1】

【 】内: 令和3年7月20日時点からの差

震災伝承施設の募集

- 震災伝承施設は、自薦や他薦も含め公募により収集する。
- 震災伝承施設は、震災遺構、震災復興伝承館、祈念碑や慰霊碑等、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設を対象とする。

募集項目

募集する震災伝承施設は、下記の項目のいずれか一つ以上に該当すること。

- (1) 災害の教訓が理解できるもの
- (2) 災害時の防災に貢献できるもの
- (3) 災害の恐怖や自然の畏怖(いふ)を理解できるもの
- (4) 災害における歴史的・学術的価値があるもの
- (5) その他(災害の実情や教訓の伝承と認められるもの)

施設等の状況

震災伝承施設の募集にあたっては、設置状況等の下記の内容を把握する。

- ①十分な容量の駐車場スペース等の有無
- ②展示内容の多言語化、または、ビデオ映像上映の有無
- ③展示物や展示内容に係る案内人、語り部活動の有無

【その他の確認内容】

- ・継続的な施設管理の確認(公共、民間を問わず)
- ・トイレや休憩スペースの有無
- ・その他(上記以外の特筆すべき要件)

募集した施設の分類

第1分類

第2分類

第3分類

震災伝承施設の募集と分類について

<「震災伝承施設」の分類の考え方>

分類	施設の特性		
	震災伝承	訪問しやすさ	理解しやすさ
第1分類	○		
第2分類	○	○	
第3分類	○	○	○

<「震災伝承施設」の特性>

施設の特性	概要
震災伝承	募集項目(1)～(5)のいずれかに該当
訪問しやすさ	施設等の状況の①に該当し、駐車場を有するか、公共交通機関等の利便性の高い施設であること
理解しやすさ	施設等の状況の②かつ、③に該当